

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		川西市個人情報保護審議会(第 58 回)	
事務局(担当課)		総務部 情報政策室 内線(2331)	
開催日時		平成 29 年 2 月 10 日(金)午後 6 時 00 分～午後 8 時 10 分	
開催場所		本庁舎 4 階 庁議室	
出席者	委員	井上会長 橋本副会長 恩地委員 梶谷委員 武内委員 林委員 松尾委員 松隈委員 丸山委員 吉永委員 以上 10 名	
	実施機関	〈健康福祉部 健幸政策室〉 小倉室長 池田参事 北村主査 〈市民生活部生活活性室 生活相談課〉 樋口課長 宇野主査	
	事務局	木村室長 足立副主幹 越智主任	
傍聴の可否		可	傍聴者数 0 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		1 会長あいさつ  2 審議事項 諮問第 53 号 健康診査における CT 検査業務に係る電子計算機の結合による個人情報の目的外利用について  諮問第 54 号 防犯カメラの設置に係る個人情報の本人外収集及び目的外提供について	
会議結果		当該諮問(第 53 号)案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。 なお、諮問(第 54 号)案件については、継続審議とする。	

## 審議経過

会長	<p>それでは、第58回川西市個人情報保護審議会を開会いたします。</p> <p>まず、はじめに本日の委員の出欠についてであります。副会長が若干遅れていますが本日は全10名の委員がご出席される予定となっており、現在のところ9名揃っているところでございます。当審議会規則4条2項の規定によりまして、本日会議が現段階におきましても有効に成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、本日は開催通知でご案内のとおりでございますが、諮問53号及び54号の審議をお願いしたいと存じます。まず、具体的な審議に入ります前に、本日の事案の概要と配布資料等の確認につきまして、事務局のほうからお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>事務局 概要説明</b></p>
会長	<p>ただいま事務局のほうから、ご説明を受けましたけれど、ただいまの説明の中で何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>特に無いようですので、本日の会議の進め方について、簡単にご承認いただきたいと思います。副会長も来られましたので、これで全員が揃ったということです。</p> <p>まず、実施機関の担当者から説明を受けるパターンでいつも通りです、その後に委員の皆さんほうから実施機関のほうにご質問いただき、質疑応答を行った後、実施機関の担当者が退席された後、案件ごとに諮問事項について、ご審議いただきたいと思います。これもいつも通りということでよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>はい。</p>
会長	<p>どうもありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。</p> <p>それでは、諮問の第53号及び54号の実施機関であります健幸政策室及び生活相談課の担当者の方を入室させていただきます。</p> <p style="text-align: center;"><b>実施機関 入室</b></p>
会長	<p>どうも遅くの時間になりまして、申し訳ございませんでした。ご着席ください。</p> <p>それでは、本日の諮問案件の説明を実施機関の方々からご説明いただくことになるんですけどご説明いただく前に、今日出席の皆様方、簡単に結構でございますけど、それぞれ自己紹介をお願いします。</p>
実施機関	<p>健康福祉部健幸政策室室長の小倉でございます。よろしくお願いいたします。同じく参事の池田です。よろしくお願いいたします。同じく放射線技師画像担当の北村と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>。市民生活部生活活性室生活相談課の樋口でございます。よろしくお願いいたします。同じく宇野</p>

会 長	<p>と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。それでは早速諮問案件53号の方からご説明いただきたいと思いますが実施機関の担当者の方から、電子計算機の結合による個人情報の提供についてということでこれについてのご説明をお願いします。</p>
実 施 機 関	<p>それでは諮問第53号、電子計算機の結合による個人情報の提供に関する説明を健康福祉部健康政策室参事の池田からさせていただきます。委員の皆様には川西市健康保健センターで行うCT検査に遠隔診療システムを導入することにつきましてご審議を賜るわけでございますがどうぞよろしく申し上げます。それではこのシステムについてご説明します前に川西市保健センターにつきまして簡単にご説明申し上げます。川西市保健センターは市役所北側に立っておりまして、母子や成人、高齢者の健康づくりや育児の支援という市民への保健サービスを行うほか3階部分では川西市医師会メディカルセンターという川西市長が開設者となっております診療所がございます。川西市医師会から医師の派遣を受けまして医療サービスも実施しております。具体的にはメディカルセンターは通常の一般の医療機関とは違っておりまして一般の診療は行っておりませんが、がん検診や特定健診、人間ドックなど予防施策のほか、他の医療機関からの紹介の患者様、また健康診査がん検診の結果により精密検査が必要になった方に対して大阪大学、兵庫医科大学、川西市の医師会等の専門の医師により精密検査等を実施する施設として存在しております。</p> <p>続きまして、今回の案件の概要でございます。行政と医師会とは毎月、運営等につきまして協議の場を設けておりますが、その際、CT検査につきまして現在、読影をお願いしております派遣依頼先の大阪大学のほうから読影医師の不足によって医師の派遣が困難になってきているという連絡がございました。それについて至急対応する必要が出てきたという報告が医師会のほうからありました。現在メディカルセンターで撮影されるCT検査画像の読影については判定の精度を高めるためには知識経験豊富な放射線診断専門医が必要ということから週二回、医師会と関係の深い大阪大学医学部から放射線読影医師に当センターへ来ていただいて実施しております。今後その派遣が不可能となった場合には今と同様に知識経験豊富な放射線診断専門医の派遣の依頼先を見つけることが極めて困難でございます。メディカルセンターの運営に大きな支障を来すことは明確であるため、いま全国的な放射線読影医師の減少に伴い主流となりつつある遠隔読影システム、これは専門回線を介して画像読影センターに送信して遠隔診断を行うシステムでございますが、そのシステムを利用する方法が代替案として提案され検討の結果、市としてはCT検査事業継続のためには平成29年度中に遠隔読影システムの導入を目指すということになったものでございます。このシステムを導入するに当たり問題となりますのはCT画像という個人データを通信回線でやり取りすることが、川西市個人情報保護条例第13条の電子計算機の結合による提供の禁止に該当するため、一つには実施機関が公益上の必要性であるということ、二つには個人情報の保護措置が講じられているということが条件となりますから、この2点につきましてご説明させていただきます。1つ目の公益上の必要性についてご説明申し上げます。メディカルセンターにおけるCT撮影は、川西市医師会所属の各診療機関ではできない精密検査としてCT検査の必要な患者様の紹介を受け、全身用X線CT撮影装置により放射線技師が撮影したものを読影技師が判定し、その結果を本人と紹介医</p>

療機関に返すというものでございます。診断、診療の助けになっている医療的側面と、センターでは人間ドックを行っていきまして、人間ドックのオプション検査として胸部のCT検査を実施しております。これは結果を市民の疾病予後や診療に繋げるものとなっております。この両方で平成27年度では1,161件の実績がございました。読影医師の派遣がなくなればメディカルセンターではCT検査ができなくなり市民には他の医療機関へ行かざるを得なくなります。利便性を損なうということから遠隔読影診断システムにより、CT検査を継続しようとするものでございます。

本件システムの構築を行うことで読影医師の派遣なしに患者のCT検査結果を受けることができ、診療に繋げることができるということから公益上の必要性があると考えております。

続きまして2点目の個人情報の保護措置につきましてご説明申し上げます。資料の1ページをご覧ください。システムの概要図というものです、上の左側に画像管理システムというのがございます、これは今現在当センターでCT検査で撮影した画像をモニター上で読影することによりフィルムレスの環境を構築して実施しようとして今現在の姿でございます。今回は、遠隔読影するために遠隔診療システムを新たに構築し、株式会社大阪先端画像センターへデータを送りまして、そのデータであちらの読影医が画像診断を行い、その結果をこちらの方に送ってくるというような流れになっています。本市のセキュリティ対策としましては、厚生労働省が示す、安全基準であります「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、個人情報を取り扱う端末につきましては施錠できる室内に設置し、ユーザーIDとパスワードによる管理を行い、取扱者を限定するというところでしております。

また、不正利用の確認といたしましてアクセスログの管理も行います。電子結合先の委託業者との通信につきましては通信事業者の管理する閉域ネットワークでありますIP-VPN網を活用し、接続送信間は暗号化を行います。委託業者との契約につきましても管理責任や責任分界点を明確化した内容を盛り込んだうえで締結を行う予定にしております。なお電子結合先の委託業者におけるセキュリティ対策につきましては、この資料の4ページにございます。ここに記載されていますようにガイドラインに準拠した項目が3つございます、「運用上のセキュリティ対策」と「情報システムの暗号化」、「データの安全管理」など個人情報の保護措置が講じられております。以上のような個人情報について必要な保護措置を取りまして、適正かつ厳格な管理運用を行っていく所存でございますので、どうぞよろしく申し上げます。私の説明は以上でございます。

会 長

説明していただきましたけど、この件に関して何かご質問ございませんでしょうか。委員の皆さんからお願いします。

委 員

聞きもらしてしまったかもしれませんが、必要性のところの放射線読影医師の不足のところ、緊急にと大阪大学から連絡があったという、不足の実態をもう少し教えていただければと思います。

実 施 機 関

今現在読影医師は週2回、毎週火曜日と金曜日に来ていただいております。

ただし、ご存知のように先生方におきましても、学会等いろいろ忙しい中で時間を割いて来ていただいている実態がございました。ところが、やはり今の世の中でございまして、いろいろ所用といたしますか、そういうのがあって、そのために割くというのが段々少なくなってきたとい

<p>委員</p>	<p>うのは前々から聞いておったんですけど、それがやはりどうしても無理やなとなってきたのが実態です。今現在は、週2回来ていただいております。</p> <p>いま説明してもらったけど私もわからないんで内容を詳しく教えてほしいんですが、2点ほどあるんですが、川西市の保健センター、これは他市でも同じような保健センターはあるんですか、宝塚とか伊丹とかこの近隣の中で、あれば同じようなこのケースが発生してるかなというところの情報も掴んでおられるのかなというのが1つと、もう1つは今提案されている阪大の横かな、こちらのほうに情報を提供したいとおっしゃってるんだけど、川西市民病院は受入は出来ないんですか？いま経営の再建を余儀なくされてされてる最中なんだけど、そういったところで向こうができるのであれば同じ川西の方そちらのほうにお願いするという手もあるじゃないかと、ちょっと確認の意味で教えてください。</p>
<p>実施機関</p>	<p>まず保健センターの件ですけど、県には保健所という部分を持っていますそれで政令指定都市と特別市、尼崎、西宮、姫路ですね、そこは自分のところで保健所を持っておられます。ただし他のところにつきましては保健センターという形で、ですので阪神間でも今おっしゃられた伊丹ですとか宝塚、川西もそうですけど保健センターというのは各市にあります。その中で他の市の状況でございますけど、川西市の保健センターは先ほど説明させていただきましたように医師会がメディカルセンターというのを設置して公設公営で委託しておるような形態なんですけど、これは極めて珍しい阪神間でも川西だけです。医療機関を保健センターが持っておるという形になってるので、ちょっと他のところとはそういった面で比べられないというような形になっています。それと川西病院の方ですね、使ったらどうやというご提案いただきましたけど、この分は各病院さんも困ってまして、反対に他の市民病院等も他所へ出されていると同じようなことをして出されているという状況でございます。川西市市民病院には専門の放射線の先生と今回囑託の先生も雇用できたということで、ご自分のところで何とかやっておられるという状況でございます。ただし他のところはもうだんだん大きな医大とかそういうところでも自分のところにスタッフがいるんですけど、それでも足りない分は外へ出してるというような今の状況になっています。</p>
<p>委員</p>	<p>といたしますと市民病院では受入は困難という判断でいいですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>ちょっと補足になりますけど先ほど言いましたように医師会のメディカルセンターということで運営につきましては川西市の医師会の方に全面的に委託をしております。そういった意味で川西医師会さんのほうが、過去からいろんな面で大阪大学医学部さんと強い連携を持っておられます。ましてや大阪大学の先生に教授に診てもらえるということで、その辺では医師会さんも市民の健康を守るということで責任を持った活動をされておりますから、大阪大学医学部さんと今後もそういった意味では、強い連携を持ってやっていきたいというのが一つの思いでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何かございますでしょうか。</p>

委 員	<p>3点質問がございます。まず、1つ目は既に取得されてるといのか撮影が終わってる画像データについても提供の予定があるのかという点が1点、2つ目はそうではないとしてこれからの話だということであれば、患者さんに対して、その画像データ提供しますよということについての告知等々についてはどういうご予定なのかというのが2点目です。そして、3点目は必要な保護措置をとるという中で様々なセキュリティのことについては教えていただいたんですけど、人の部分の話ですね、要はパーソナルエラーとか過失とかで漏らしちゃうとか、あるいはちょっと不正に利用してしまうとかいうことについての制度的な防止措置、あるいはその制裁といったことについては、どういう形なのかについて教えてください。</p>
実施機関	<p>まず1点目ですけど、これはあくまで診断のためにいたしますので今後メディカルセンターで撮影していく分についての診断をいただくというものですので古い分については改めてすることはございません。ただし、この診断の時に過去の分と比べるとというのが非常に大事になってきますのでこちらの方で持っている過去の分と一緒に出すということは想定されています。</p> <p>2点目につきまして、本人同意の関係でございますけど、本人同意につきましては病院、医院の方ではお知らせしなければならないことは掲示をするというのがひとつございます。それと今回の場合でしたら本人様のほうにこういう風な形で画像の診断のほうは大阪大学の先生のほうでしていただきますよという口頭で連絡しようというように考えております。</p>
実施機関	<p>最後のパーソナルエラーに関しましてですが、私たち放射線技師だけが触れることによりまして第三者にはそのデータが閲覧等させないようにしています。当然私たち放射線技師も地方公務員ですのでその辺に関しましては罰則がございますので、そういうことがないように努めたいと思っています。</p>
会 長	<p>他に何かございますでしょうか。</p>
委 員	<p>1ページの最後の方で右側ですけど画像診断を行い結果を返すと書いてありますけれど、一週間後に来てくださいますかを診断の際に言われるんですけど、この方法ですと診断結果は少し遅くなるんですか。</p>
実施機関	<p>契約の中では5営業日のうちに返すと聞いております。ただし、それは最長ですので、これから運用が始まるわけですが、2～3日のうちにかえってくるのかなと想定しています。</p> <p>それから急を要する分には別便という形でできるということですので、急ぐ分についてはそういった措置もできるということです。</p>
会 長	<p>他にございますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは53号はここまでということで、まだおられるので後程何かあればお願いします。</p> <p>続きまして、防犯カメラの設置に係る個人情報の本人外収集及び目的外提供についての説明を実施機関の方から説明よろしくをお願いします。</p>

<p>会 長</p>	<p>続きまして54号、防犯カメラの設置に係る個人情報の本人外収集及び目的外提供について実施機関からご説明よろしく申し上げます。</p>
<p>実施機関</p>	<p>生活相談課です、本日はどうもありがとうございます。早速ですが、諮問第54号本人外収集及び目的外利用提供について、別紙に従ってご説明いたします。</p> <p>まず、1つ目の諮問項目といたしまして、「本人外収集の制限」、川西市個人情報保護条例第8条第3項第5号及び同条第4項に係るものでございます。</p> <p>それでは、防犯カメラの設置に至った経過をご説明いたします。近年、全国的に子どもが被害者となった事件が多発しております、一方で地域に置かれましては登下校を見守る子ども見守り隊、青色防犯パトロールなど、子どもの安全を守るための防犯活動が積極的に行われております。今回、市では、地域防犯活動を補完するため、また子どもの安全確保及び犯罪の未然防止を目的としまして、市内の小学校区に10台ずつ防犯カメラを設置し撮影情報を収集しようとするものでございます。具体的な設置場所につきましては過去の犯罪発生状況等を踏まえまして川西警察またコミュニティ組織と協議を重ねまして決定しております。現在は設置工事に向けた準備を進めておりまして今年4月の運用開始を目指しております。</p> <p>ここで別添の資料に基づきまして、防犯カメラシステムにつきまして簡単にご説明させていただきます。資料1ページをご覧ください。防犯カメラの設置イメージをご覧いただきたいと思っております、まずカメラを付ける場所ですが関西電力とNTT西日本が所有する電柱4.5メートルの高さに防犯カメラを付けさせていただくこととしております。防犯カメラの設置を明らかにするために、収納ボックスの下部分及び収納ボックス本体に、告知版を取り付ける予定としております。具体的には資料の3ページをご覧ください。3ページにございますのが電柱に取り付けるものでございまして、犯罪抑止対策防犯カメラ設置川西市としております。続きまして4ページをご覧ください。4ページのもののが収納ボックスに付けるシールタイプのものでございまして、「防犯カメラ作動中 川西市」と記載しております。</p> <p>それでは、先ほどの1ページにお戻りください。カメラを入れております収納ボックスの中には他に電源や通信機器が入っております、カメラと市役所を携帯電話回線で繋ぐこととしております。この携帯電話回線は、閉域ネットワーク閉域ネットワークとは、閉ざされたネットワークという意味でございまして外部から遮断された見えない通り道つまりトンネルのようなネットワークでございまして防犯カメラと市役所の間を結ぶようになっています。このために一般的なインターネット網との接触はございません。途中でデータを傍受される可能性は極めて低くなっております。なお、画像データは暗号化された状態で市役所に送られます。また、撮影は24時間常時行うこととしております。撮影された画像は、カメラに内蔵されたSDカードに暗号化されたうえで保存されます。7日間保存しまして古い映像を新しい映像で上書きしていくという形になっています。なお本システムを取り扱う職員は生活相談課の職員に限定することとしております。以上、防犯カメラシステムについてのご説明となります。別紙の方にお戻りください。収集する個人情報の内容ですが、防犯カメラで撮影した映像のうち、照合等のより特定の個人が識別され、または識別されうる情報となります。「本人通知」につきましては、本人外収集を行った場合はその旨を本人に通知をしなければならない旨が条例に規定されていますが撮影される可能性の人が不特定多数になり撮影された画像を基に本人に通知を行うことは事実上不可能であることから本人通知は行わないとするものでございます。</p>

次に、2つめの諮問項目といたしまして、「目的外利用及び提供の制限」、同条例第10条第1項第4号及び2項に係るものでございます。

目的外利用及び提供の目的でございますが、地域において事件、事故等が発生した際にこれに速やかかつ的確に対処し解決するため捜査機関のほうから生活相談課に対しまして、事件事故等の捜査関係事項の照会が行われます。地域の安全安心の向上に資するため、これに協力し防犯カメラで撮影した映像を提供しようとするものでございます。次に「利用提供する個人情報の内容」ですが、防犯カメラで撮影した照合等により特定の個人が識別されまたは識別されうる情報のうち、捜査機関が事件・事故等の捜査関係事項照会において提供を求めた情報となります。「利用・提供先」は捜査機関となります。

ここで、別添資料5ページをご覧ください。現在想定しております画像提供の流れについて御説明いたします。まず、画像取出し事案が発生した場合、川西警察から画像利用申請書県誓約書と捜査関係事項照会書が提出されます。次に市の方で内容を確認しまして画像の提供が可能かどうかの審査を行い提供が可能という判断が出された場合にはカメラの方から該当データをダウンロードしDVDにコピーしたうえで提供することとしています。なお万が一の紛失に備えまして、DVDにデータをコピーする際には、データのほうを暗号化した状態で書き込みを行うこととしています。「画像提供の流れ」につきましては以上でございます。

別紙にお戻りください。「提供先に対する措置」といたしましては、1つ目に市が提供した防犯カメラの撮影情報について捜査関係事項照会において提供を求めた目的以外の目的のために利用しないこと、2つ目に市が提供した防犯カメラ撮影情報について、取り扱う者を特定し、紛失、漏えい等が起こらないよう適切に管理すること。3つ目に、目的達成後、市が提供した防犯カメラ撮影情報を確実に消去することの3点について求めていると考えております。

次に「本人通知の有無」につきましては、この情報は犯罪等の捜査情報に当たるため、仮に本人に通知した場合、捜査の遂行に支障が生じる恐れがあること。また、本人外収集のところでもご説明しました通り当該データに含まれる個人を市が特定することは事実上不可能であることから、本人通知は行わないとするものでございます。説明は以上でございます、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。

それでは、この54号案件について何かご質問ございますでしょうか。

委 員

先ほど貰っている資料の5ページのところに、このフロー図があるんですが、川西警察の方から事故とか事件等々が発生した場合に画像提供求めてくるのは間違いないと思うんです。

そういった中で、川西市としては内容に申請に基づいて審査されると思うんですが、これは最終的には市長の判断ということでもいいんですか。防犯カメラの管理責任者たる者は市長だと思うんだけど、その辺のところは警察の方から申請があった場合にもなって審査される判断は市長ということでもいいんでしょうか、がまず1つ。それと警察の方からまた申請は先ほどあったように犯罪とか防犯関係、事故とか出てくるんですが、私のところも10年ほど前から自治会マターで15基ぐらい防犯カメラ設置しているんですけど、特に高齢化に伴って、認知症の徘徊の方もかなり警察の方から言ってくる場合があるんです。その場合における情報の提供といったものも検討されてるのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと。

それと、防犯カメラ設置はものすごく望ましいんですね。犯罪の抑止効果が出てきますから。そういった意味ではありがたいことなんですが、しかしながら、この防犯カメラっていうのは万全というか万能ではないですので、特に住民の方々の安全に対する意識の高揚といったものを、市、警察、または地域を挙げてやっていかざるを得ないと思うんですね。その辺の取り組み等のお考えがあればお聞きさせていただきたいなというのと、もう1点、防犯カメラの運用規定といったものをそういったものをお作りになっておられるのかどうか。特に警察のほうから要請があった場合においては、要はそういう規定に基づいて警察の方にデータを提供しますよといったものを、そこに書かれておられるんじゃないかと思うんです。ちょっと、確認させてもらいたいと思いますのでお願いします。

実施機関

それでは4点質問あると思います、まず画像の利用申請にあたって市の許可を誰がするのかというところなんですけど、いま考えておりますのは管理責任者として市民生活部長のほうを考えております。2点目の高齢者の徘徊等についての関係でございますけど、これは警察とも相談させていただいてるんですけど、警察の方に届けを出していただいて、警察の方が受理されて捜査する必要があると判断された場合は、こちらの方に捜査関係事項照会されると思いますので、それに基づいて対応していきたいと考えております。

住民意識の高揚につきましては、我々もですけど生活安全協議会というのを持っておりまして、そういったところで防犯カメラを設置した後はアンケート調査を行ったり、そういったことで市民の意識がどう変わっていくのかというところは確認していきたいと考えております。先ほど言われました防犯カメラの機械の目も大事だと思うんですけど、言われておられました通り、やはり人の目のほうが大切だと思ってますんで、それを複合的にしていきたいというように考えています。運用規定の方は、今検討しておりまして、市の方の要綱でありますとか、あと警察の方とも協定を結ぶ予定にしております、警察の方にも我々と同じように警察独自の内部規定を設けてもらうように調整しております。

会長

他にございますでしょうか。

委員

先ほどの委員のご質問と重なる部分が少なくないかとは思いますが、まず今回の防犯カメラの設置目的というか、設置して実際どういうふうに使おうというふう具体的に考えているのかという質問からさせていただきます。防犯カメラがそこにあるというだけで、それ自体で防犯効果があると思うんですけど、その先の話ですね。実際にいろいろ画像が蓄積されていく、あるいは上書きされていくという中で、例えば警察の方からの照会はないけど何か不審だな不穏だなという時に警察の方に通報するとか考えていらっしゃるのかどうかという点がまず1点です。あと先ほど川西市の警察から照会があった時に、市の方で審査すると、そして市民生活部長が画像提供が可であるか不可であるかということの判断を行うと、その際の判断基準、どんな場合だと画像提供が不可と想定しておられるのか、またそれを運用規定に書き込むというご予定なのかについてお伺いしたいと思います。

実施機関

まず今回の防犯カメラの設置目的なんですけど、設置目的は一応子どもの安全確保と犯罪の未然防止ということで、我々は捜査機関ではありませんので犯罪を起こさせないというところ

を目的にしております。画像の利用のお話なんですけど、画像蓄積をしているんで我々のほうが警察の方に告発することも必要じゃないかというようなお話だと思うんですけど、基本的には我々も通常は閲覧をしないというふうに考えております。それはなぜかといいますと、プライバシーでありますとかそういったところで、何か警察のほうで犯罪であったり捜査必要があるという時以外は我々も閲覧しないと、今のところ考えております。

警察の方の判断基準なんですけど、それは警察の方も調整してまして、一応、利用目的のところでは犯罪捜査ということで、警察の方では窃盗や性犯罪であるとかという情報は、こちらの方にお伝えいただけると聞いております。利用目的ですね。あと、これは犯罪ではないんですけど犯罪に至る情報として「声かけ」とか「つきまとい」とかそういうのがあるんですけど、それについてもこちらの方にそういったことで利用するということは言っただけということですので、そういった利用目的を判断基準にしたいと思っております。ですので、こういったことでしか逆に言ったら出てこないと思ってますので、ほぼ出てくれば、そういった状況を確認したうえで提供するといった形になると思います。

委員 そうすると基本的には画像提供できる出来ないとかいう判断は警察側の利用目的の審査というのが主になるということなんですね。

あと、先ほどの職員の方は基本的に閲覧しないということについては、これも運用規定とかそういうものを、もし作るのであれば書き込む予定ということなんですか。

実施機関 はい、そのあたりは。

会長 他に何かございますでしょうか。

委員 運用規定、中身はまだ詰まってないって、例えば警察から、いついつこういう犯罪が起きたと言って、要はどの範囲での画像を提供するのか、どのカメラのいつからいつまでのっていうものは見なかったらどう特定するのかなと思って。

実施機関 それは警察の方から、どのカメラの何時から何時までということで限定してくださいということをお願いしています。

委員 では市の職員が見て判断するということではないんですか。

実施機関 はい、指定してくださいというのをお願いしています。

委員 分かりました以上です。

会長 他にございませんか。

委員 先ほどの説明の中でもあったと思うんですが、今回の防犯カメラ160基設置されるに関しては、やはり、子どもさん向けのところが対象となってきますから、特に通学路をメインで考えてお

	<p>られると思うんですね。我々のところで、よく警察から問い合わせがあるのは、仮にですよ、伊丹とかあちらの方で事件を起こして、車でこの川西から猪名川町の方に犯人が逃げたといったところで、幹線道路に設置している防犯カメラを見せてほしいという要請もかなり出てくると思うんです。そういったところも加味された方がいいのかなと。その地域内の事故とか犯罪だけじゃなくて、他地区で発生したものが、犯人がこちらへ逃げているというところの画像を見せてほしいという件が必ず出てくると思いますんで、その辺のところもちょっと参考にさせていただいた方がいいかなと思います。</p>
<p>実施機関</p>	<p>ありがとうございます。ご意見を参考にさせていただいて、いま警察と最終調整しているところなんですけど、提供場所の限定でありますとか、そういったところも調整していきたいと思えます。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何かございますでしょうか。 では53号、54号どちらでも結構ですけど、追加のご質問等ございましたら、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>防犯カメラの方ですけど、先ほどお話しができましたが、いま認知症の方が行方不明になっていることが結構多いんですけど、これだけ沢山のカメラを付けて、あの辺りだっていう情報が得た時に、子どもたちのこととか、その犯罪のことだけに利用し、今から先、結構増えていくと思うんですけども、そういうようなことのお考えはどうなんですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>今、言われてるのは？</p>
<p>委員</p>	<p>認知症の人たちを探す段階において、あの辺りで見かけたって言えば、その近辺の防犯カメラを見ることってというのは、それには警察が関わってますよね。 ですので、その要請があれば、そういうことについても使われるってことですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>はい、たぶん警察から出てくる場合は行方不明となると思うんですけど、そういったケースで警察が捜査するべきと判断された場合は、こちらに照会があるとお聞きしておりますので、それに基づいて提供していきたいとは思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>すごく多いのでね、ありがとうございます。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>画像情報を通信で市役所の方の端末に落とされて確認できるようになるということですけども、この画像自体は職員が見れるような状況ですか、それとも入ってくるデータ自体がもう暗号化されたので見れないような状況ですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>物理的には可能です。ですけども常時監視カメラ的にモニターを付けて見るということにはしませんので、先ほど言いましたように、例えばメンテナンスが必要な場合、台風が起こってずれて</p>

るとか、地域の方からいたずらされてるよとっていった場合は画角をちょっとプライバシーの件もありますんで、もしお家が写ってたりすると大変ですので、そのためにあるんですけど普段は一切見ません。それをどう保証するのかってあると思うんですけど、それは機械の操作を記録するログっていうのがあるんですけど、それは他の税とか情報そういう不要な操作をしないという意味もありまして、そういうログのほうで管理するということになってます。

委員 その閲覧できる職員っていうのはある程度限定はされる。

実施機関 生活相談課の職員に限定することを考えています。

会長 他にございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。それでは実施機関の担当者の方ご苦労様でした。

実施機関 退席

会長 それでは本日の諮問案件に係ります個人情報の取り扱いについてご審議をいただきたいと思えます。まずは諮問第53号についてでございますが、本件につきましては条例13条2項の規定によります電子計算機の結合による個人情報の提供に関してご審議いただきたいと思えますがご意見ございましたらお願いします。

CT画像を、大阪先端画像センターの方へ送ると、そのためのオンライン結合ということでございます。

委員 担当課からも説明ありましたし、皆さんからご意見もあったと思うんですけど、やはりこの画像を見てますとメディカルセンターというか保健センターで処理できない、先生方もおられない、そうなるくと、どこかの部分でその処理を依頼せねばならない、それがたまたま大阪画像センターだったということかなと思うんですけど答えにならないんですけど。

会長 これオンライン結合ですのでね、やろうと思えば例えばCDであるとか、あるいはUSBに落とし持って行って診てもらって持って帰ってくるということではあるんですけど、そうじゃなくてネットで繋いじゃうということでの問題というのがこれの議題になっている。

1つ情報ですけど、うちの大学でも人がおらへんということ言ってますので、どうも画像からの診断医っていうのはなかなか今いない、大門未知子さんみたいなのはなかなかおらへんという話なんで、(診断医の)数は少ないとは言っていました。

委員 年間でね、そうして1160近くからの方々のやはり診断もしていかなと思えますし、そういう方々に迷惑かけるわけにいきませんので、いずれかのところに委託といかせざるを得ないんじゃないかと思うんですね。

委員 そうするのは相当費用はかかるものなんですか。

会長	<p>費用はそんなに掛からないと思います。もともと医療関係については、いま病院間のネットワークかなり進んでおりまして、それは厚生省のIP-VPNのオンラインは、かなり進んでおりますので、そんなに技術的にやろうと思えば難しくないと思います。</p>
委員	<p>最後の方に補足的に阪大医学部病院との繋がりがというお話がありましたけど、あんまり、あのような話が表に出るっていうのは、前面に出ない方がいいのかなとは思う。</p>
会長	<p>川西市医師会は、もう阪大ですから、それは仕方ない。それは、ある程度、医師の間では大抵わかってますので、この近辺、川西だけではなくて、箕面もそうですし、隣の宝塚もそうですし、伊丹もですから。うちの大学はない、この近辺には、</p>
委員	<p>さっき委員からもあったように、結局どこであれ、いずれかのところにお任せをお願いする必要があるということは、どうやら間違いなさそうですし、この個人情報保護審議会の観点からいうと、どこであるかがあんまり大切ではなくて、むしろその提供というのが適切なかどうかだけを考えると、そういうことを思うと公益上の必要性もある、そして必要な保護措置もいろいろとられているということなので、私としてはこういうような画像提供はあってよいのかなというように思います。</p>
会長	<p>オンライン結合を認める時条件は公益性が存在すること、権利侵害がないということです。これが認められるという判断を出されるとオンライン結合は結構ですよという判断をここではするということになります。</p> <p>それでは諮問53号につきまして、諮問内容オンライン結合につきましては、ここでの判断として、それを可とするということによろしいでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>どうも有難うございました。それではご異議がないようですので、そのように取り扱わせていただきます。</p> <p>続きまして、第54号に係ります個人情報の取り扱いにつきましてでございますが、本件につきましては、本人外収集及び目的外利用提供の2点ございます。</p> <p>まず、本人外収集につきましては8条3項第5号の規定にありますように、本人から収集することにより事務の性質上その目的の達成に支障が生じる、または円滑な事務を困難にする恐れがあるかどうかという点についての判断でございます。</p> <p>目的外利用につきましては10条1項第4号にありますように個人情報の目的外提供することに相当の理由があり、かつ本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないかどうかという点でございます。また、本人通知の必要性につきましても含みましてご審議をお願いします。</p> <p>まず、8条3項のほうからですが、本人外収集について本人から収集することにより事務の性質上その目的の達成することに支障が生じるかどうか、円滑な実施を困難にする恐れがあるかどうかということですが如何でしょうか。</p> <p>これね、カメラですから、データを収集することについて、本人以外のもので収集するという</p>

	<p>のは、本人から収集することできませんので。</p>
<p>委 員 会 長</p>	<p>そうですね。</p> <p>この点については、もう本人外収集であることはやむを得ないし、必要だろうと思うんです。問題はそこで取り扱われる個人情報について目的外利用につきまして、相当な理由があり、かつ本人の権利利益を侵害する恐れがないかどうかというこの点でございますが、如何でしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>特に警察関係への情報の提供というんですか、その画像の提供いったところのチェックというか審査をきっちりやっていただいて、警察のほうに情報を提供するということになるのかなと。それを何でもかんでも向こうの生活安全課の方から書類が来たから、はいわかりましたって、何でもかんでも画像提供するのは如何なものかなと。やはり、その内容をよく精査していただいた結果、慎重に判断していただいて、やっていただいたほうがいいんじゃないかなと。</p> <p>そうせんと、これ住民の方、誰も知らないんですね。そういったもの。</p> <p>防犯カメラの設置は知ってるんだけど、警察の方にその情報を提供しますよってというのは、我々サイドではわかってるんですが、16万人の川西市民の方ほとんどの方が分かりませんのでね。それを市の方から情報を提供するかといえば、しないと思いますので、その辺のところは慎重に判断していただくことしかないんじゃないかなと思うんです。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にいかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>私も総論的には、いいのかなというふうに思うんですけど、各論部分がどのように制度化されるのかということで、随分と印象が変わってくるのかなというところなんですね、目的外利用といっても、例えばこういう話は今回の情報のどこに入るんだろうかと今探してて思ってるんですけど、先ほどの市の職員のひとは基本的には画像見ないというつもりだという話なんですけど、それが担保されないような場合で、子どもたちに対する犯罪の未然の防止って目的を広く理解していくと、なんか市の人が見るの有りだみたいな話にしようと思えばできるんですね。ただそれが今回の話のどこに入ってくるのか、ちょっと分からないんですけど、そういうことを考えていったときにいくつかの制度的な縛りというか、各論的条件みたいなものをある程度、明確にしておいた方がいいのかなという気はしています。先ほど運用規定みたいなものは、これから決めるというお話だったんですけど、その詰まった中身っていうのがあって初めて、今回の防犯カメラの設置の全体像が見えるのかなという印象なんですよ。</p>
<p>委 員</p>	<p>余談ですけどね、私ところもちょうど10年前から防犯カメラを設置してるんですけど、そういった場合に防犯カメラを設置すると同時にその運用規定といったものを作って、その運用規定は全て住民の方々にお渡ししてるんです。内容についてね。そういったところも必要なと思うんですけど、川西市全住民の方々にお届けするのは困難かなという気はしてるんですけど。</p> <p>本来ならば、やはり情報提供する以上は何らかの策は講じておく必要があるんじゃないかなとは思ってますけどね。</p>

<p>会 長</p>	<p>この話が来た時に先に条例化すると、私、言ったんですけど設置について。そしたらこの近郊の宝塚だとか伊丹だとか尼崎も含めて条例無いんですよ。それでこういう場で設置を認めて、目的外利用を認めて、そのあと要綱がつくられると。設置されるから要綱をつくるというような段取りになっているらしくて。どうも、そういう段取りになってるんで、ここで目的外利用であるとか本人外収集を認めたら、それを設置するので要綱化するという順番で、だから細かい点はそのあとで要綱化された内容を誰がどういう形でチェックするかっていうことです。</p>
<p>委 員</p>	<p>そうですね。</p>
<p>会 長</p>	<p>とりあえず今のところは、ここで認められるのは事件、事故等が発生したときの警察の犯罪捜査での情報提供ということに、どうも限られているみたいなんですけど、先ほどもありましたように、どうも要綱作られるときには認知症の方の行方不明の場合、これは警察の方でたぶん事故の捜査ってなるんでしょうけど、そういうのを含めてどういう形で要綱化がされるのかっていうのは、今後チェックしなきゃならないことだとは思いますが。</p> <p>ここで不可ですというと、要綱化もされない。要するに作れないから設置できないから要綱もないという状況になる。</p>
<p>委 員</p>	<p>まもなく工事も始まるみたいですね。</p>
<p>委 員</p>	<p>付ける場所も決まってるからね。</p>
<p>委 員</p>	<p>逆なような。</p>
<p>会 長</p>	<p>段取りがね。</p>
<p>委 員</p>	<p>ここの審査の段階で市民生活部長が最終的に審査するってことですから、これをちょっとだけ詰めた方がいいんじゃないかな。一人だけじゃなく審議会とかつくとか。そういうのはできないんですか、内部でもいいから。</p>
<p>会 長</p>	<p>それどうなんですかね、答申の時に一応可とするけど、今後、目的外利用、情報提供に際しては、ここで審議するとか、審査するように求めるとか条件として付けれるのですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>これだけ集めるの大変やね。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>審議会の意見としてお出しいただくことは可能ですけど。</p> <p>ただ、審査の会みたいなのを設けるかどうかは別として、例えば複数人で見た時に妥当であるとかという考えとなるのか、部長だけの責任みたいな話になるのでその辺は複数人で確認してという形を取らせていただいてということも可能かなと思いますけど。</p>

委 員	ちょっと事務局にお伺いしますけど、仮に生活相談課のほうで、防犯カメラの運用規定ができてあがりましたと、案としてね。その場合に議会にかけるとは、これは、
会 長	要綱だからかけないんですよ。ただ、ホームページで公表はされますよね。
事 務 局	そうですね。
会 長	されないんですか、内部告示のような形で終わるんですか。
事 務 局	ちょっと、そこは明確には、
委 員	会長、それは規定的になっちゃうと議会にかけなきゃいけないんですか。
会 長	私は、そもそも防犯カメラの設置は条例化が必要だろうと思ってるんだけど、どうも実務上はそうではないようなんで、
委 員	じゃ、報告だけですか議会には。
会 長	いや、議会の報告もないでしょう。それこそ義務もないみたいだから。
委 員	こういうことが可能などうかこの審議会の性質上というので質問なんですけど、私個人としては先ほども申しあげましたように総論的にはあっていいと思ってるんです。設置していいと思ってるんです。ただ、どのような形で各論部分がつめられるのかということについては、チェックできるのならチェックしたいというのがあるんですね。そういう形での、もし要綱だとか運用規定を作った場合については、その中の精査に対して第三者の目が入るとかっていうようなことを条件とするようなことっていうのは出来るんでしょうかね、こういった審議会の性質上。
会 長	目的外利用、情報提供については一応可とするが、運用に関しては、より精査だか審査が必要ということになるんだと思うんですけどね。
委 員	そういう感じですかね。
委 員	いまの状態だと、警察から来たものに対してとりあえずは出す。OKが出れば出しますよという話なんですけど、照会して警察が求めるものがどのようなものが求められて、それがどういう性質のものがOKでダメだというのが見えてない。すごくぼやっとした状況で、我々の意見を求められてるところがあって、基本的にはいいことやと思うので実施してもらうんだけど、具体的なところが、こういうケースにつき、警察に提供する予定であることが見えた段階で、それぞれの1つ1つのことに対して再度審査するということは出来ないんですか。
会 長	それどうなんですかね、目的外利用について、1つずつここで審査してるっていうことは、

事務局	それはちょっと難しい。
委員	難しいですね。時間的な関係でも。
事務局	緊急性を要するってことであると思うんです。先ほどのように認知症の方がおられなくなったというのも、実際のところ伝聞のような話が多かったりするので、この辺だろうっていう話はあるんじゃないかなという気はしますので。
委員	一個一個の案件じゃなくて運用するまでの間の要綱で、こういうことに使いますっていうのは明確に見えると思うんです。その内容が具体的に今ありましたように徘徊であるとか犯罪だとか、それ以外のところでも使いますよというの、これはあかんやろうっていう内容が載ってないかどうかを確認する必要はないでしょうか。
事務局	審議会の報告事項として出させていただくとかそういうことを想定されてるんでしょうか。
委員	一個一個のケースは別にかまわないんですよ。運用する基準が決まったこういう案件に対しては出しますよというのが決まった時点で、これ本当に出していいのかっていうこと。
会長	これ、そもそもね、さっき聞いたら良かったな。 子どもの事故が沢山発生していると、だからそれぞれの校区に設置するという話ですよね。 ということは事故が起こった時には情報提供するっていうのは目的外になるんですかね。 そもそも、そのために付けるんですよ。 事故が起こらないようにする、予防も含めてではあるんですけど、起こった時には迅速に対応するために設置するんですよ。
事務局	事故だとはっきりわかってる場合は問題ないんですけど、事件の場合は特定されてないケースっていうのも、実はあると思うんです。
委員	これね、さっきから話題になってますけど、もともとの初めのところは子どもがいらっしやるからとすごく分かりやすいところを書いてあって、校区に付けましょうということになっていて、今の会長の話だと子どものためにというのでそれでやるなら目的内、そのあとにそれ以外に子どもと関係ない事故、事件、そういうのは目的外になる。
会長	だからさっきの認知症なんかは目的外なんですよ。
委員	市の理解としては未然防止に限った目的で捉えていて、起きた事故や事件に関しては目的外だって建前なんですよ。
会長	ビデオカメラを設置するということで、予防しているという理解なんですよ。

委員	建前論としてはそうなんです。
委員	防犯カメラを設置するに当たって、私コミュニティの会長してるんですが、うちにも10基付きますけれど、その時のお話だと大体通学路なんです。子どもの関係上のことで犯罪が云々とかという話は聞かなかったと思うんです、目的として。子どもの通学の状態の時に何か事故が起こったりする場合がありますので、その為のものだというような感じで聞かなかったですか。
委員	いま言われたような説明がまず有ったんですよ。 有ったんだけど、その子どもの通学路のところでは犯罪とか事件が起こった場合、そこにたまたま防犯カメラが設置されたら、それだったらその画像をちょっと見してくれませんかという形で警察が申し出てくると思うんです、必ず。 だから、そういったことも加味されてるんじゃないのかなと思うんです、市は、
会長	設置する段階でね。
委員	本来ならば、防犯カメラの運用規定的なものをね、今日提示してもらっていたら。
会長	本人外収集と情報提供の承認ですよ、実際には。
事務局	ちょっと今担当課の方控えてもらってますので、もう一度呼び出して説明させることも可能ですけど。
会長	では、もう一度入ってもらって。
委員	この防犯カメラの設置に当たっては、付けられる場所によって、その地域の方たちの個人的な情報もあったりして、一件、うちの家の前にもつけるんですけど、やはり角度的にその家を映されないかとか、大変ご苦労がされてるといのはありますね。
委員	映らないように
委員	角度を変えながら。
委員	そうですね。
委員	もう映らないっていうのが全くできないところは、そのおうちへ行って了解を得たり、大変な思いで。
委員	設置の方はね。

委員	それは必ず住民の方々の同意をとらんとあかんのですわ。 一件でも端に映っているところが反対されたら設置できないんです。 だから、映る角度によって若干なりと変化してみたり、映るところには必ず同意を求めてサインしてもらって印鑑までもらってやるんです。大変なんですあれは。 今回、160件でしょ。多いですよ。
委員	警察の方や市の思惑と、やっぱり地域のここに欲しいという差が出ていたみたいですね。 ここに欲しいけど、そこには付けられませんっていうのがあって、電源の話とかこの電柱に付けないとかあって。
	実施機関 入室
会長	審議の段階でいろいろと意見が出てまいりまして、この設置についてのところなんですけど、具体的にどう運用するのかというのが、もうひとつよく分からないとこがあって、今、審議する中で、おられるなら聞いちゃおうと。 具体的に運用で警察が言ったら、何でも出すんですか。
実施機関	何でもということではないんですけど、警察の方に捜査事項照会以外に先ほど説明しました映像データ利用の申請書兼誓約書というのを考えていまして、その中で利用目的を明示していただく予定にはしています。
会長	利用目的を出してもらったうえで場所を決めて、何時から何時までと限定された形で実際には運用していくと、言われたから何でも出すってわけではない。
実施機関	はい。
会長	あと引き続きまして、疑問がございました点については、直接お尋ねいただければと。
会長	これ事故や事件発生した際には、警察に協力するために設置するんですよね。
実施機関	第一的には犯罪の未然防止のために設置するんですけど、不幸にも事件や事故が起こった際には警察のほうには協力していきたいと考えております。
会長	それ目的外利用になるんですか。そもそも目的外なのかどうか。
実施機関	市としたらその辺もちょっと検討はしたんですけど、そこまでを設置の目的に入れるか、入れないかということで、やはり市が設置するというので、いまのところ要綱等で考えておりますのは、こどもの安全確保と犯罪の未然防止ということで、防止の方に目的を考えております。
会長	そこで設置の目的を加味したときの要綱等々は公表されるんですか。

実施機関	公表というのは
会長	一般市民の方に分かるような形で。
実施機関	また、それも検討はいたしますけど、するとなると告示という形になると思うんですね。
会長	ですね。
委員	その要綱とは、画像データ等をどう取り扱うかというところも含めた要綱ですね。
実施機関	一応その要綱と、さらに細部の要領とか、あと先ほど言いました協定とか作る予定にしています。
委員	それ樋口課長、いつごろあたりまでにつくられる予定なんですか。
実施機関	もう今日のお話を踏まえまして、最終警察のほうとも協議したいと思っております、今日の結果をもちまして最終的に来週以降、警察と協議して決定したいと思います。
委員	私が思うのはね、ちょっと話が別かもしれませんが、私は警察との調整は必要ないと思うんです。 市の方の決め事で、何かあった場合においては警察の方からの文書をもって、すいませんが画像見せていただけませんかという依頼文書が来て初めて、そこで判断されて、見せるかどうかを決定されると思うんですね。だから警察とはね、要はこういう形でやりますから何かあった時に文書で必ず申請してくださいと電話では一切やりませんよという形で何かの話し掛けしておけば済むことじゃないですか。
実施機関	説明がまずかったんですけど、調整っていってますけど、基本的には市の方針をのんでもらうという意味での調整を考えております。 ただ、文言的なものとかそれだけを警察と調整が必要かなと考えております。
委員	なぜかといいますと運用規定は早く作ってもらわんと困るんです。我々としても、今日提示があれば内容も精査もできる、そのところがないですから検討の余地もできないんです。
会長	他に。
委員	その要綱をつくれるということに絡んでなんですけども、基本的に警察にのんていただくというのは理解できたんですが、ただ一方で犯罪捜査に精通している方、つまり警察でないと具体的にどういう場面に必要なかということは、ちょっと分からないところがあるので、そういう意味でも調整という言葉が使われている中にあるのはきっと警察の側から必要な場合はあ

	<p>な場合こんな場合があるんだということを始めに言っていただいて、そこからこちらの側でここまでは認めることができるけど、それは欲しがりすぎなのではないのかってそういうことなんだろうと思うんですね。そうするとやはり、これは私個人の見解ですけど、カメラを設置する、場合によっては目的外利用する、つまり警察の照会に応じて提供するのはあってはいいかと思うんですけど、要綱の中身次第で、のめる話とのめない話があるというふうに思うんですね。そうすると、先ほどご発言有りましたけど要綱だしてもらって、もう一回中身についていろいろ意見させていただくような機会があるとありがたいというふうには考えているんですね。</p>
<p>会 長</p>	<p>今の段階でしたら設置は認めるけど、情報提供と目的外利用は回答できないという状況なんです。だから、必要性は分かったと、付けなきゃならない必要性は分かるそこは分かりましたと。</p>
<p>実施機関</p>	<p>今の調整してるような案はあるんですけど。</p>
<p>会 長</p>	<p>というのを今持ってこられて、じゃあこれでいいですかといわれても困るけどね。</p>
<p>委 員</p>	<p>だから警察が求めてくる利用目的が、いくつあってどういう内容ですよというのが具体的に並んでいて、それで例えば一個ずつオッケーですよ、だめですよという判断をさせていただく機会があれば判断しやすいのかな。</p>
<p>実施機関</p>	<p>それは、事案事案ごとに。</p>
<p>委 員</p>	<p>事案事案じゃなくて、おおまかな利用目的ですね。</p>
<p>会 長</p>	<p>類型ですね、ある種の。</p>
<p>実施機関</p>	<p>今、調整しておりますのは、先ほど言いました犯罪捜査のためというのと、その他、事案ですね、とに分けていまして、犯罪捜査の中の種類として、窃盗と性犯罪、あと、その他にしてるんです。その他というのは事案ですね。声掛け付きまといですね、今のところはそういう種類分けで警察と調整しています。窃盗の中では、当然ひったくりとか万引きや自転車泥棒であったりが入ってくると思うんですけど。</p>
<p>委 員</p>	<p>先ほど、審査するときに市民生活部長さんのみ一人で判断されるわけですか、そうじゃなくて内部で打合せ等されるのですか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>これ、書類上の審査になると思うんです。我々画像見ないので、書類が出てきたら我々は当然決裁過程で見ますけどね、最終の決定者が今のところ市民生活部長と考えています。私であつたり上司の室長だったり、最終部長というかたち、あと課員ですねということになると思います。通常の決裁の流れというか。</p>

委 員	通常の決裁の順を踏まえて、最終的に部長なんですね。
委 員	急を要した場合はそんな準備を踏まえてできるような期間がとれない場合はどうなるのか。
実 施 機 関	そこは一応警察とも話しているのは緊急の場合はその緊急であることの理由を付してほしいということをお願いしてるんです。その場合は今の普通の決裁もそうなんですけど、私であったり室長であったりが代決といしましてね、事後に今回でいいましたら部長に報告するという形になると思うんです。
委 員	その画像見えるのは市でしょ、市役所。そしたら土曜日とか日曜日は。
実 施 機 関	それは警察の方に土日とか夜間に対応できないということでは調整はしております。警察のほうも防犯カメラだけが犯罪捜査の手法ではないということで、それは別に構わないと言われております。
会 長	あと如何でしょうか。
委 員	目的のところの子どもの安全確保と犯罪の未然防止って書いてあるじゃないですか。この後ろの犯罪未然防止というのは付き纏いとかいって子どもさんの危険な犯罪防止ですよ。それ以外の子ども以外のそういったものもこの目的のところに入ってるんですか。子どもが被害者となってるって書いてあって、小学校区にカメラを付けるということと、そのあと出てきた徘徊とかはちょっと種類の違う話ですよ。そこをもう一回整理してお話して下さい。
実 施 機 関	そのあたりなんですけど、どこまでを対象にするかということなんですけど、やはり犯罪といいますか事案が起こった場合に、子どもに限らずやはりそれは対応すべきじゃないかということで特に今回設置するに当たっては各市内の全コミュニティのほうとも何度となく協議しまして進めておりまして、その中で先ほど言われました徘徊でありますとか、交通事故でありますとか、そういったことにも対応すべきじゃないかというお話もありまして、広く犯罪先ほど言いました窃盗なんかもですけど、協力できるものは、協力しようということでございます。
委 員	全て網羅されてますか……。
委 員	今の委員のお話し(発言)は、よく分からないんですけど、ひとつの犯罪防止のほうに子どもの安全確保も含まれてしまう。たまたま小学校区だけだということですか。
実 施 機 関	そうですね。
委 員	今回、諮問いただいているのが本人外収集の件と目的外利用及び提供の話なんですよ。ただ、監視カメラっていうものの設置という性質上、それ以外にもけっこう問題になりうる人が多いような気がしていて、さきほど言われていた要綱というのは目的外利用に関しての話な

	<p>のか、つまり捜査機関から照会が行われたことに対して、どういうふうに対応するかという話に限定されているのか、それともカメラを設置するということに伴う諸々の弊害とかトラブルを防止するというもう少し幅広いものとしてなのか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>そうです。</p>
<p>委員</p>	<p>むしろ後者なんですね。だとすると、なおさらと言ったら変なんですけど先ほどご説明もありましたけど、市の職員は基本的に見ることができないとかっていうのは、きっと勝手な目的外利用ができないようにするための手段的な防止措置だとは思んですけど、そういったことをトータルで見る必要があるような制度なのかなって感じがしてるんですね。監視カメラを設置すること自体がここに出てくる以外の問題を幅広く含んでいるので、そういう意味では要綱みたいなものが出来上がった時に今一度精査という場があった方がいい感じがしてるんです。</p>
<p>会長</p>	<p>だから、ここで今求められてることってというのは監視カメラ設置制度の許可みたいなのを求められているわけで、それをここで求められても我々としては判断のしようがないというのが現実問題なんです。</p> <p>だから、もしそれを求めるならこういう制度で作りますっていうの出してもらわないと、しかもそれをここで審議して可否を決めれるのかという問題が実はあるわけで、だから、私は条例化が必要だと、ずっと言ってるんです。</p>
<p>実施機関</p>	<p>私どもが思っていたのが</p>
<p>会長</p>	<p>事実行為じゃないんでね、実際には。</p>
<p>実施機関</p>	<p>個人情報保護法の目的外利用のところ、第10条のところですね目的外利用の審議会の意見を聴いた上で提供するといったところを諮問をお願いしてる。</p>
<p>会長</p>	<p>だから目的外提供といっても、そもそもの目的が具体的に何なのか、それが警察に言われたから出しますっていう、それが包括的に目的外利用として認めてしまうとこれ何でもかんでもありになるんですね。そういう包括的な許可とか、承認とかをここでしていいのかどうかは別の問題だろうけど、そういう権限がそもそもあるのかないのか。ここは基本的に具体的に個別的なこういう目的で集めた情報を実はこういう目的で使うためにこちらに提供したいっていうのを個別的に審査する場面であって、包括的に犯罪捜査のためにどんな場合でも情報を警察に渡していいですよという判断を求められても、なかなかここでできるのかできないのかというと、たぶんできないだろう、そういう能力もそもそもないしそれは認められないだろうという気がするんですね。</p> <p>だから、制度設置の可否みたいなことをここで求められてるんで、それを本当にやっちゃっていいのかなって気はするんですよ。他市はやってるみたいなんだけど、問題が起こった時にどうするんだろうと、私はよく分からないんで、ということです。</p>

委員	<p>防犯カメラの設置の部分に関しては、市の独自の判断でされることに関しては我々どうこう言える筋合いのものじゃないですから、実際それを設置されて何かあった場合に関係当局からの防犯カメラを見せて欲しいといった中身の部分を要綱的に作っていただければ、ここである程度審査はできるわけですが、その材料がいまのところないですから。</p>
会長	<p>できるんですかね、要綱の可否をここで決めることができるかどうか、それが個人情報審議会の権限かと言われると。</p>
事務局	<p>ある程度ケースを絞って示させていただいて、類型化したうえでですけど示させていただくという形が望ましいということですよ。</p>
会長	<p>ですよ。でもこの要綱じゃだめですよって返すことができるかですよ。この内容じゃダメですよと突っ返しても、それは、いやこれで行きますと言われたら終わりのような気がしますけどね。</p>
委員	<p>何か話を上から下に持っていくか、下から上に持っていくかみたいな話になってしまうんですけど、ただ条例上は目的外利用とか提供する場合には審議会通さなければいけないということを書いて、実際にカメラで撮った画像データを警察に提供しようと思うんだけどそれが許されるかということについては審議しなきゃいけないということなんですよ。</p> <p>その際に、もし要綱があると、こういった保護措置がちゃんと取られているからとか、あるいは権利侵害みたいなもの不利益みたいなものが起こらないようにちゃんとケアされているとかという審議になるんだろうと思うんですね。ただ現時点ではそういったところが審議できないということなんだと思うんです。まさに設置するしないといった総論についての賛成反対というのは制度を作る作らないとかということ、政策問題になっていくような気がするんですね。それは本当におっしゃるように我々自身ができるのかっていうところはあろうかと思います。なので表現が難しいですけど、具体的状況でいうと一個一個の事件という話になるんですけど、そういうわけではないんですけど、先ほど類型としてというのが一案かと思うんですけど、警察に画像データ提供するということが許されるかどうかということをも具体的に議論できる素材というのが必要かなと思いますね。</p>
会長	<p>他にご質問等ございますでしょうか。</p>
会長	<p>本人外収集が可とする判断はできると思うんですね、ここで。</p> <p>あとそこで収集された情報をどういうふうにするかっていうことは現段階において、まだ情報そのものが不十分であるために、判断できないという回答しかできないんですけど。</p> <p>設置してもらってもいいけども、それをどうやって運用していくのか。</p> <p>そこで出てきたデータをどのような形で警察に、どういうふうにするのかっていうことについての後半の部分ですね、目的外利用情報提供については今回判断できないという回答にならざるを得ないんですけど。</p>

委 員	<p>審議理由についてでしたら、私からも、 要綱も何もない中で、つまり集められたデータがどのように扱われるのかという話、判断材料もないので、先ほど会長の上の方は判断できるという話だったんですけど、私としてもこれを判断するのは何となく、私はちょっと判断できないなと。</p>
会 長	<p>付ける、付けないについても。</p>
委 員	<p>そうです。</p>
委 員	<p>上の件についてはちょっと発言を保留させてもらいながらということで、下の案件なんですけど今回の審議案件、条例の10条に基づいて話が出てきてるわけなんですね。そうすると条例の10条1項4号を見ると審議会の意見を聴いた上で個人情報を利用提供することに相当な理由があり、まあ相当な理由はあったと。かつ本人の権利利益を侵害する恐れがないと認めて、これを認めることがちょっと難しいんですよ。なぜかというとな具体的にどう運用されるのかっていうのが明らかでないので、これは会長が言うようにやっぱり条文に則しても難しいのかなという印象を持っています。上の案件は、一応目的達成に支障があるとか、円滑実施に困難にするおそれがあるとか、そういうことですよ。そこだけでいくとこれは収集できるかできないかという話というよりは、むしろ収集の際に本人告知しないという場合の話について、多分いまここでは審議しようということだと思うので本人以外から収集するというところだけに絞っていうならば、私個人としては、やっぱりそれは認められるのかな。 ただ、それは設置自体の可否という話とは、ちょっと次元が違うのかなという気はしている。</p>
会 長	<p>他の委員の方如何でしょうか。 この問題について実施機関へのご質問ございましたら、お願いします。 無いようでしたら、最終的な結論を出さなきゃならないから、実施機関にはご退席いただくことになるんですけど。</p>
委 員	<p>今日、仮に結論が出ない、保留するみたいな形になった場合に、市独自の要綱みたいなのは作ることは出来るわけですか、警察とどのように話をするのか私は知らないですけど、とにかく文書にして。</p>
実 施 機 関	<p>事務を進めることは出来ます。</p>
会 長	<p>他に何か。</p>
会 長	<p>じゃあ質問等はよろしいでしょうか。それでは長い時間有難うございました。</p> <p>実施機関 退席</p>

会 長	<p>ということで、この54号案件につきましてですけど、 そうですね、本人外収集も、カメラが付いてるから本人外収集できることありますから、付けることを許すかどうかは直接じゃないわけですね。</p>
委 員	<p>そうですね、なので多分この審議会の中で出来ることっていうのは、付けることが適切かどうかという話ではなくて、</p>
会 長	<p>付いてるものから本人外収集することができるか、要するにカメラを動かすことができるかって話ですよ。それとそこで得た情報を目的外利用であったり、警察への情報提供することができるかっていうところの話ですよ。</p>
委 員	<p>はい。</p>
会 長	<p>ということで54号案件については、今回の場合、諮問内容を可というわけにはいかないだろうと思うんですけど如何でしょうか。</p>
委 員	<p>これ要綱事項を出してきてもらっても、それを審議することは不可能と会長さっきおっしゃってましたよね。それはどうなるでしょうね。</p>
会 長	<p>実は個人情報保護条例を作った時に、こういう場合こういう場合と典型的もので包括的にオッケーといったことがあるんですよ。だからそういう問題についてはたぶんここには出てこない、もうそれで一括的に承認してるからということがあるんですね、多くの場合はそういうのがあってやっちゃっててだから審議会がそう頻繁にあるわけではないというのがあるんですよ。だからたぶんそれで出されて、その場合この範囲でって限ってオッケーというのは、オッケーかオッケーじゃないかは言えるだろうと思うんですね。要綱がいいかどうかではなくて、そこに書かれている内容こういうタイプの時には目的外利用してもいいですよということで承認するというのはたぶん大丈夫だろうと思うんですけど、</p>
委 員	<p>はい。</p>
会 長	<p>という形で、今回諮問54号案件につきましては諮問内容についての判断を留保とするという形の回答でいいですか。</p>
委 員	<p>特にその他っていうのを入れられると困ると思うんですね。範囲が広い。</p>
委 員	<p>その他っていうのが、どこまでか分からないからね。</p>
事 務 局	<p>担当課さんともその辺の話してるんですけど、なかなか類型化するのが難しいというのがひとつあって、明確な資料っていうのを出してきていただいていないのもあって、</p>

会 長	このカメラの問題っていうか、要するに情報収集でのビデオカメラいま色々あるんですけど、その他ってつけることが不明確だっていう点で、根拠になっている法律が憲法違反だっていう議論がかなりあってそこら辺をどうするんかになって、だからその他にあたるときは審議会の意見を聞けってことになるんかって話なんですわ。
事 務 局	いま54号案件につきましては、保留となりましたので継続審議ということで、次回の場に要綱なり実施機関から用意していただく形で再度審議を願いたいと思うんですけど、いかがでしょうか。
会 長	それで、今回はいかざるを得ないかとは思ってます。 だから条例にしてくれたら、法令に根拠あるから、ここで審議しない形になったのについていう。
委 員	事務手続き上は保留している間に取下げというのは有りうるわけですか、それで条例化での道というのはあるんですか。
会 長	多分、条例化はしないですよ、周辺市がやってないから。
事 務 局	ひとつ条例化した時も、逆に言いますと例えば条例化されてる市であっても、結局、個人情報の取り扱いについてどうするのかっていうところは課題になっていて、結局、聞くときは審議会に聞けとみたいになってきてしまっているところがあって、条例化したところで、それで解決できているのかといえそうでもないという思いもありますので、そこはやはり、この場でご審議いただいて、先ほど言いましたように市民のプライバシーをどう守ろうかというのを含めてきちっと進めさせていただきたいというふうに思っています。
会 長	では、今回諮問54号案件につきましては、審議保留で継続っていうことで結論にさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。
委 員	はい。
会 長	では、本日の審議事項はこれで終わりでございます、最終の答申案に関しましては文言調整をさせていただいたうえで特に54号案件は、では最後に事務局から何かございますでしょうか。
事 務 局	できれば、次回の開催調整させていただきたいと思います。  次回審議会の調整
会 長	それでは、これをもって本日の審議会を終了とさせていただきます。 どうもお忙しいところありがとうございました。